

## 新たな森林管理手法の検討について

### 1 本市の現状

豊田市では、これまで「森林は所有者が管理するものである」ことを前提に、森林整備事業（地域森づくり会議・団地）を行ってきた。しかし、森林を取り巻く情勢の変化によって、今後、森林の公益的機能の低下に影響を及ぼすおそれがあると懸念している。

#### (1) 森林所有者の森林への関心の希薄化（資料2-1）

- ・森林の知識や関心が薄い世代への相続の進行
- 森林の管理に関する引継ぎ不足の深刻化、森林の「負債感」の増加

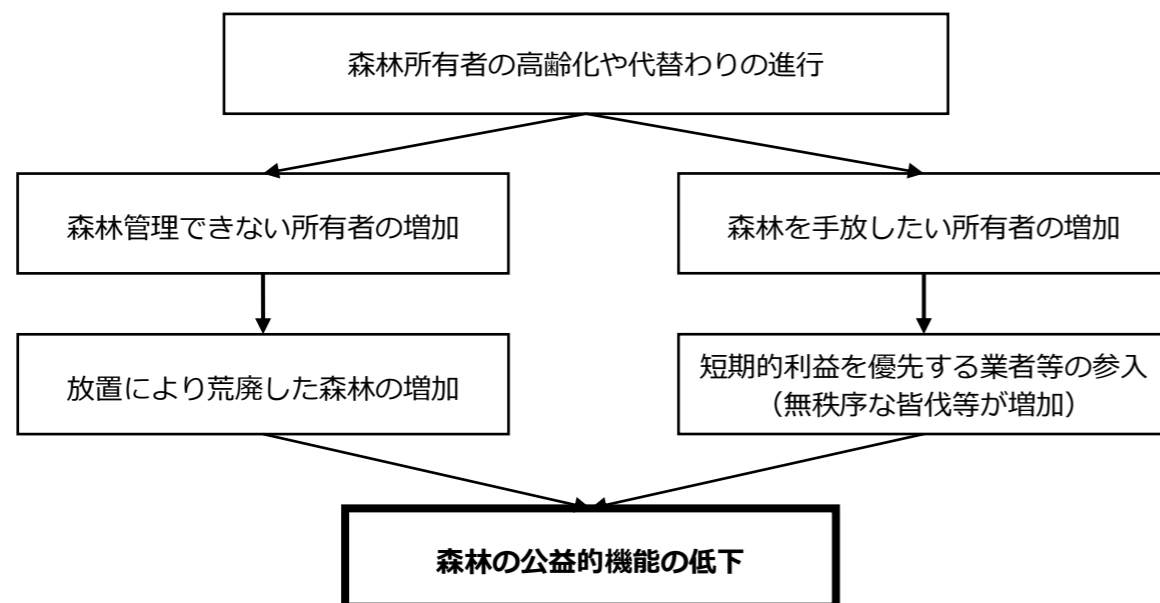
#### (2) 短期的利益を優先した皆伐の発現

- ・木材やバイオマスの需要増加を背景に、他業種の参入による無秩序な皆伐の増加が懸念
- ・一時転用（土砂採取）や残土処分場、太陽光発電などへの転用は依然として存在
- 森林保全を軽視した施業、再造林されない皆伐の増加

#### (3) 既存制度の適用要件の複雑化

- ・森林所有者の所在不明の約7割が相続による未登記が原因
- ・相続登記の義務化（令和6年4月）に伴い、登記の推進が図られるものの、権利移転には法定相続人の洗出しが必要
- ・相続土地国庫帰属制度（令和5年4月）が開始されるも、森林を想定した制度でないため、適用要件が厳しい
- 既存制度の活用が困難で適用できる事案は限定的、抜本的な解決になっていない

図表1 本市の現状の整理



### 2 問題

森林の公益的機能の低下が懸念される現状に対応するためには、所有者の抱える問題を解決するための取組が必要である。

#### (1) 森林をどうしてよいか困っている所有者

- 例) 相続により新たに所有者になった。森林を相続する人がいない。相続をしたくない（させたくない）。など

#### (2) 支援制度を使いたくても使えていない所有者

- 例) どんな制度があるのか、どの制度がよいのか、どうしたら使えるのかわからない。制度を使うための手続などが面倒。など

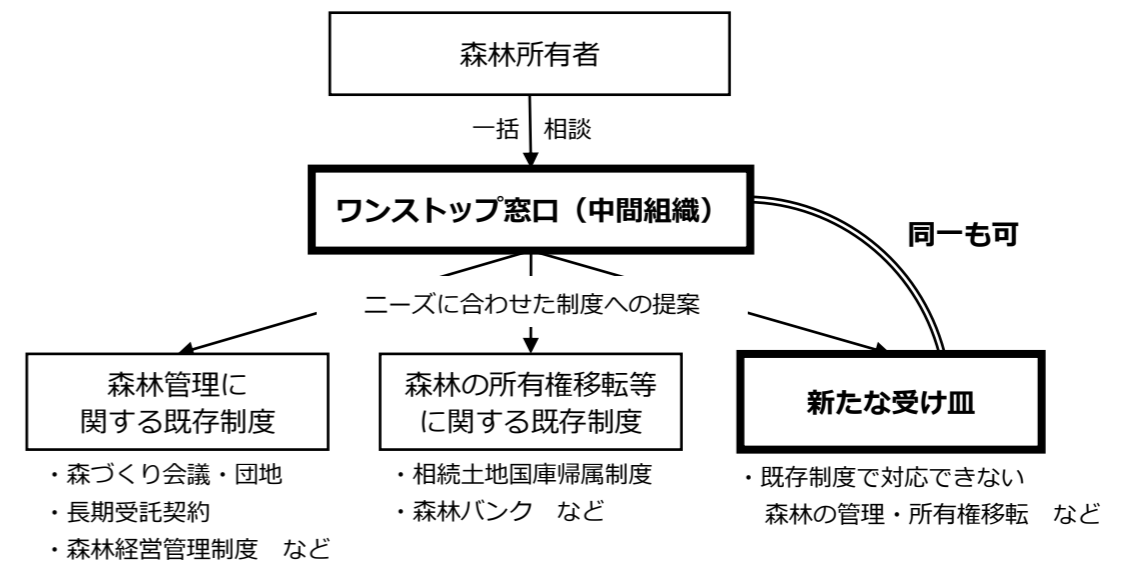
#### (3) 森林を手放したくても引き取り手が見つけれない所有者

- 例) 誰かに買ってもらいたい。寄附でもいいからもらってほしい。など

### 3 対応策（案）

森林所有者の抱える問題解決を支援するとともに、森林管理の意識の低い森林所有者に代わって森林を管理する新たな受け皿となる仕組みを構築する。

図表2 新たな森林管理体制のイメージ



### 4 今後のスケジュール

- 令和5年度 新たな森林管理手法の検討
- 令和6年度 新たな森林管理主体の設計、ワンストップ窓口の試行運用、既存制度の検証
- 令和7年度 運用開始

【参考】森林を取り巻く既存制度の比較表 ※他自治体の具体例・・・資料2-2

	地域森づくり会議・団地	長期受託契約	森林経営管理制度	分収造林制度	森林信託	森林バンク (売買・賃借マッチング)	相続土地国庫帰属制度	寄付採納 買取り		
主体	所有者・森林組合・市	森林組合	市町村	国、林業公社	市町村、信託銀行	市町村、公益法人等	国	市町村		
性質	施業時の森林管理	短期間の森林管理	短期間の森林管理	長期間の森林管理	長期間の森林管理	仲介	所有権移転	所有権移転		
概要	大字単位で森林所有者から構成する地域組織（森づくり会議）を設立し、区域ごとに間伐計画（森づくり団地）を立てることで、効率的な森林整備を行う仕組み。	森林所有者と一定期間の施業契約を締結し、間伐及び森林の保護を実施する仕組み。	市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が管理する制度。	森林所有者と林業公社で契約を結び、林業公社が森林経営を行い、伐採で得た収益を森林所有者と分配する制度。	森林所有者が一定期間所有権を信託銀行に託し、森林経営で得られた収益を配当として森林所有者に還元する仕組み。信託期間終了後は、森林所有者に所有権は戻される。	森林を売却したい森林所有者と森林を取得したい希望者の仲介機能を担う仕組み。森林バンク自らが購入し森林整備を実施している団体もあり。	相続により土地について、一定の要件を満たした場合に、負担金を払うことで、土地を国に引き渡すことができる制度。	個人等から土地や建物を市町村へ無償で引き渡す仕組み。		
土地所有権	移転しない					売買：移転する 賃借：移転しない	移転する			
登記名義人と現所有者の一致	必要なし			必要あり		必要あり				
所有者側	利点	自己負担なしで森林を整備してもらえる					森林を手放すことができる			
		自分の意向が反映される		収益（分収） が得られる	収益（配当） が得られる	収益（売却益・賃貸料） が得られる	—	—		
	森林の境界確認ができる	—	—							
	問題点	最終的には所有権は残る（森林を管理しなければならない）					買い手や借り手が見つかるとは限らない。 それまでは自ら管理する必要がある。	適用要件が厳しい 負担金の納付が必要	適用要件が厳しい	
—	—	—	実際は収益が 得られない	意図しない施業の可能性 (皆伐、転用など)						
受託者側	利点	効率的に森林が整備できる					森林が有効活用される		公益的に森林が活用できる	
		所有者主体の管理 (のぞましい姿)	収益（手数料）が得られる		収益（分収）が得られる	収益（手数料） が得られる	収益（手数料） が得られる	—	—	
	問題点	所有者との調整の負担が大きい（今後増大） ・長期的な森林管理を任せてもらえない ・施業を実施するたびに所有者への説明が必要		事務負担が大きい ・制度運用事務 ・林業事業者からの 施業提案の調整事務等	実質的な機能停止 (経営破綻状態)	成功事例がない (大規模な面積、継続的な施業が必要) 相続紛争に巻き込まれる おそれがある	悪質業者などの参入脅威 在庫の余剰発生 (売り手と買い手のニーズが合わない等)	森林については 公売・塩漬けの可能性	・審査事務が煩雑 ・買取り費用が必要 ・土地の管理が必要	
例	豊田市	豊田森林組合	岡崎市など	愛知県など	岡山県西粟倉村	とくしま森林バンクなど	国	兵庫県佐用町、 鳥取県日南町 など		